

犬山市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命の安全を確保するため、危険住宅を移転する者に対し、予算の範囲内において交付する犬山市がけ地近接等危険住宅移転補助金（以下「補助金」という。）について、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知）、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付け28住計第620号）及び犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に所在する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 危険区域等 次に掲げる区域をいう。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定に基づき愛知県知事が指定した災害危険区域
- (3) 危険住宅 危険区域等に所在する住宅のうち、建築した日において住宅等の敷地が特別警戒区域に指定されていないものであって、構造が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 第7条第1項の申請の日において現に危険住宅（居住を開始した日において危険住宅であったものを除く。）に居住する者又は危険住宅に居住する者からの相続により当該危険住宅を取得した者若しくは取得する予定の者
- (2) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税の未納がない者
- (3) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）

は、補助対象者が行う危険住宅の移転であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 危険住宅の倒壊等の抑制のための急傾斜地崩壊防止工事、地すべり防止工事等の事業が実施されていないこと又は実施される予定がないこと。
- (2) 移転先が市内の危険区域等でない区域であること。
- (3) 移転に伴い危険住宅を除却すること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (4) 他の補助金等の交付決定を受けていないこと。

（補助の内容及び限度額）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条第1項の申請をしようとする日の属する年度の前年度の8月末日までに事前相談書（様式第1）に別に定める書類を添

えて、市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 申請者は、補助事業に着手する日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の6月の第3金曜日のいずれか早い日までに、交付申請書（様式第2）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、自己の所有でない危険住宅について補助事業を実施しようとするときは、あらかじめ当該危険住宅の所有者から補助事業の実施について同意を得なければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（着手の届出）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日までに着手届（様式第4）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第10条 交付決定者の死亡により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人（以下「承継人」という。）が第8条の交付決定の内容で補助事業を実施するときは、承継届（様式第5）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、承継人は、第3条第2号及び第3号の要件を満たすものでなければならない。

2 交付決定者は、前項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更の申請等）

第11条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとする場合に

において、補助金の交付決定額に変更を生じるときは変更承認申請書（様式第6）に、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更届（様式第7）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び変更届は、補助事業の内容の変更に着手する日の前日までに提出しなければならない。

（変更の承認）

第12条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書（様式第8）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をする場合において必要があるときは、当該通知に条件を付することができる。

（補助事業の廃止又は中止）

第13条 交付決定者は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、第8条の通知の日の属する年度の1月末日までに廃止（中止）届（様式第9）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条の通知を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第10）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、完了予定日までに補助事業を完了できない場合は、速やかに遅延報告書（様式第11）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（額の確定）

第15条 市長は、前条の報告があったときは、その内容の審査及び現場の検査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、額

の確定通知書（様式第12）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第16条 前条の通知を受けた者（以下「確定通知者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、支払請求書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、確定通知者に補助金を交付するものとする。この場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定者又は確定通知者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件並びにこの要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（財産の処分の制限）

第18条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得又は効用の増加に係る価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。）を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市

長が別に定める期間を経過したときは、この限りでない。

- 2 市長は、補助金交付者が、前項の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(指導等)

- 第19条 市長は、申請者及び交付決定者に対し、補助事業を適正に実施させるために必要な指示及び調整をし、並びに報告を求めることができる。

(書類の保管)

- 第20条 補助金交付者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月22日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		補助金の額	限度額
除去費		危険住宅の除却等に要する費用	1戸につき975千円
建物 助成 費	特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家が10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これらに必要な土地の取得及び敷地の構造を含む。）のための資金の借入に係る借入金の利子（年利率8.5パーセント以下のものに限る。以下同じ。）に相当する額	1戸につき、住宅の建設又は購入にあつては4,650千円、土地の取得にあつては2,060千円、敷地の造成にあつては608千円
	その他の区域	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これらに必要な土地の取得を含む）ための資金の借入に係る借入金の利子に相当する額	1戸につき、住宅の建設又は購入にあつては3,250千円、土地の取得にあつては960千円

備考

補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。